

【用語解説】

ICT	情報通信技術(Information and Communication Technology)の略。情報・通信に関する技術一般の総称。IT(Information Technology:情報技術)とほぼ同義に用いられるが、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。
アウトリーチ	教育、福祉・介護、芸術・文化などの様々な分野において、潜在的なニーズのある者に対して必要なサービス等を提供するため、行政等が積極的に働きかけること。
生きる力	①基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力 ②自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性 ③たくましく生きるための健康や体力 など。
医療的ケア	たんの吸引など、日常生活を営むのに必要かつ医師の指示の下に行われる医行為を指す。 「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、平成24年4月から、特別支援学校の教員等についても、一定の条件下でたんの吸引等の特定の医療的ケアを制度上実施できるようになった。
インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。 (平成24年7月23日 中教審初中分科会報告)
共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。 (平成24年7月23日 中教審初中分科会報告)
校内委員会 ※特別支援教育に関する校内委員会	教育的ニーズのある幼児児童生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行う委員会(学校内に置かれている)。
合理的配慮	障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。 (「障害者の権利に関する条約」第2条)
交流及び共同学習	障害のある子どもと障害のない子どもの相互の触れ合いを通じて、互いの経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性の育成につなげ(交流)、個々の実態に応じた教科等のねらいの達成を目指すもの(共同学習)。 この取組については学習指導要領に位置付けられているが、障害者基本法第14条でもその促進が求められている。
個別の教育支援計画	教育的ニーズのある幼児児童生徒一人一人の実態を正確に把握し、福祉・医療・労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した計画を指す。
個別の指導計画	幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、教育課程や学校における指導計画、指導目標、指導内容・方法等をより具体的に盛り込んだ計画を指す。
サポートツール	教育的ニーズのある子どもたちに一貫した指導・支援を行うための計画や情報等をまとめた資料のこと(代表的なものは「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」)。
社会的障壁	障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの(障害者基本法 第2条)。 その「障壁」が障害のみに起因するのではなく、社会の在り方によって生ずるといった、いわゆる「社会モデル」の考え方が基となっている。
就労支援コーディネーター	障害のある生徒の就労支援のため、企業訪問による職域や職場実習先の拡大、指導主事と連携した企業向けセミナーの開催など、関係事業の企画・立案を担う専門家のこと。

【用語解説】

就労支援専門家	生徒の就労支援につなげるため、①専門的な技術指導等により生徒の作業技術や能力を高めること、②教員への専門的技術・知識の指導・助言を通じて指導力の向上や授業改善をサポートする企業関係者等を示す(主に特別支援学校が活用)。
障害者基本法	全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的とした法律。
障害者権利条約 (障害者の権利に関する条約)	障害者の人権・基本的自由の享有の確保、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することなどが規定された条約で、平成18年12月に国連総会で採択された。 日本は平成19年9月に署名し、平成26年1月に批准した。
障害者雇用促進法	障害者の職業の安定等を図ることを目的に雇用分野における障害者差別の禁止、合理的配慮の提供義務、障害者の法定雇用率の算定基礎等を規定した法律。
障害者差別解消法 (障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)	障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを目的とした法律。 平成25年に制定され、平成28年4月に施行された。
障害者総合支援法 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	この法律の主な目的は以下のとおり(同法第1条より)。 ①障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うことで障害者及び障害児の福祉の増進を図ること。 ②障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること。
スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して、高度かつ専門的な知識や経験を有する臨床心理士などの「心の専門家」。
スクールソーシャルワーカー	社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有し、不登校や暴力行為、児童虐待などの問題を抱える子どもが置かれた環境への働きかけを行ったり、関係機関との連携の強化を図るスタッフのこと。
スクールヘルパー	保護者や地域の方などが、学校に登録し、子どもの安全対策、授業の支援などに従事するボランティアのこと。
センター的機能	特別支援学校が、幼稚園や小・中学校等からの要請に応じて、教育上特別な支援を必要とする子どもたちへの教育に関して必要な助言又は援助を行うこと(学校教育法第74条に規定されている特別支援学校の機能の一つ)。
通級指導教室 (通級による指導)	通常の学級で学習する軽度の障害のある児童生徒に対して、障害に基づく様々な課題や困難を改善・克服するため、月1回～週数回程度の個別指導等を行う場のこと。
特別支援教育コーディネーター	各校・園において特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員であって、各校・園長が指名し、校務分掌に位置付けた者のこと。 主な役割としては、①教職員や関係機関との連絡調整、②保護者に対する相談窓口、③担任への支援、④校内委員会での推進役 など。
発達障害	発達障害者支援法第2条においては、「『発達障害』とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」と規定されている。

※文中の「平成24年7月23日 中教審初中分科会報告」とは、平成24年7月23日に中央教育審議会初等中等教育分科会から出された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」を指す。